

2024年9月3日

各 位

東京都台東区上野 1 丁目 15-3

会社名 **株式会社 ナガホリ**

代表者名 代表取締役社長 長堀 慶太

(コード番号 8139 東証スタンダード)

問合せ先 常務取締役管理本部長 吾郷 雅文

(TEL. 03-3832-8266)

当社に対する損害賠償請求訴訟に係る
上告の棄却及び上告不受理決定（勝訴）に関するお知らせ

当社が2024年2月16日付け「当社に対する損害賠償請求訴訟に係る上告の提起及び上告受理申立てに関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、大場武生氏（以下「大場氏」といいます。）から提起された損害賠償請求訴訟（以下「本件訴訟」といいます。）については、一審及び控訴審が、いずれも、大場氏の請求を全面的に棄却する旨等を内容とする当社全面勝訴の判決を言い渡していましたが、大場氏は、これを不服として、上告及び上告受理申立てをしております。この上告及び上告受理申立てにつき、昨日、最高裁判所より、上告を棄却し、上告審として受理しない旨の決定がなされた（以下「本件最高裁決定」といいます。）との通知を受け、これにより当社の勝訴が確定しましたので、ここにお知らせ致します。

記

1. 決定のあった裁判所及び年月日

- | | |
|---------|------------|
| (1) 裁判所 | 最高裁判所 |
| (2) 決定日 | 2024年8月30日 |

2. 訴訟の原因及び決定に至った経緯

大場氏は、当社が「リ・ジェネレーション株式会社への質問事項の送付に関するお知らせ」、「リ・ジェネレーション株式会社への再質問状の送付及び当社株主である布山高士氏に対する質問事項の送付に関するお知らせ」及び「リ・ジェネレーション株式会社への質問状（4）及び当社株主である布山高士氏に対する回答及び質問状（2）の送付に関するお知らせ」、並びに、当社代理人名義の「再質問状」及び「質問状（4）」において開示した事項が、大場氏の名誉を毀損するものである等と主張して、損害賠償を求めて本件訴訟を提起しております。

これに対して、東京地方裁判所は、2023年7月7日に、①原告〔大場氏〕の請求を棄却する、②訴訟費用は、原告〔大場氏〕の負担とするとの、当社の主張を全面的に認めた当社全面勝訴の判決を言い渡しております。この判決に対して、大場氏は、その全部に不服があるとして、東京高等裁判所に対し控訴を提起しましたが、東京高等裁判所は、2024年1月17日に、①本件控訴を棄却する、②控訴費用は、控訴人〔大場氏〕の負担とするとの当社全面勝訴の判決を言い渡

していたところです。

大場氏は、この控訴審判決に対して、さらに、その全部に不服があるとして、上告の提起及び上告受理申立てを行ってまいりました。

3. 上告の提起及び上告受理申立てを行った者の概要

大場武生氏

4. 決定の内容

- (1) 本件上告を棄却する。
- (2) 本件を上告審として受理しない。
- (3) 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

5. 当社の対応方針等

本件最高裁決定は、当社の開示は名誉毀損に当たらず、また、当時の状況に照らして、当社が事実確認や株主の皆様その他の関係者の皆様に情報提供をすべき必要性の高さ等を考慮すれば、プライバシー侵害にも当たらないと認定判断した一審判決を全面的に支持する旨の控訴審判決について、違憲事由及び理由の食違いは存在しないと判断し、当社全面勝訴の司法判断を確定させるものであって、当社としては、極めて公正かつ妥当な判断を頂けたものと受け止めています。

なお、当社による開示にて既にお知らせしておりますとおり、大場氏が別訴で提起した、当社取締役及び監査役8名に対する損害賠償請求訴訟についても、同氏は、同氏の請求を全面的に棄却する旨の控訴審判決を不服として、上告の提起及び上告受理申立てをしておりますが、当社といたしましては、今後の最高裁判所による最終判断を注視してまいりたいと存じます。

なお、本件に伴い当社の業績に生じる影響は軽微ですが、今後開示すべき事項が発生した場合には、速やかにお知らせいたします。

以 上